コロナ禍の中小事業者支援

国 家賃支援給付金

法人最大600万円　個人最大300万円

申請受付 来年 1/15 まで

5月の緊急事態宣言の延長等により売り上げの減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため
地代・家賃（賃料）の負担軽減を目的とした給付金です
申請時の直近１カ月における支払賃料（月額）に基づき下記の要領で算定され、その６カ月分が給付されます

給付額算定方法

	支払賃料（月額）	給　付　額（月 額）
法　　人	75 万円以下	支払賃料×2/3
	75 万円超	50 万円＋《支払賃料の 75 万円超過分×1/3》 ※ただし 100万円(月額)が上限
個人事業者	37.5 万円以下	支払賃料×２/3
	37.5 万円超	25 万円＋《支払賃料の 37.5 万円超過分×1/3》 ※ただし 50万円(月額)が上限

支給対象（①～③をすべて満たすこと）

①資本金10億円未満の**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**
※医療・農業・NPO・社会福祉法人など、会社以外の法人も対象

②**5月～12月**の売上高が
- **1カ月で**前年同月比 **50%以上減少**　または
- **連続する３カ月の**合計で前年同期比 **30%以上減少**

③**みずからの事業のために占有**する土地・建物の**賃料を支払っている**

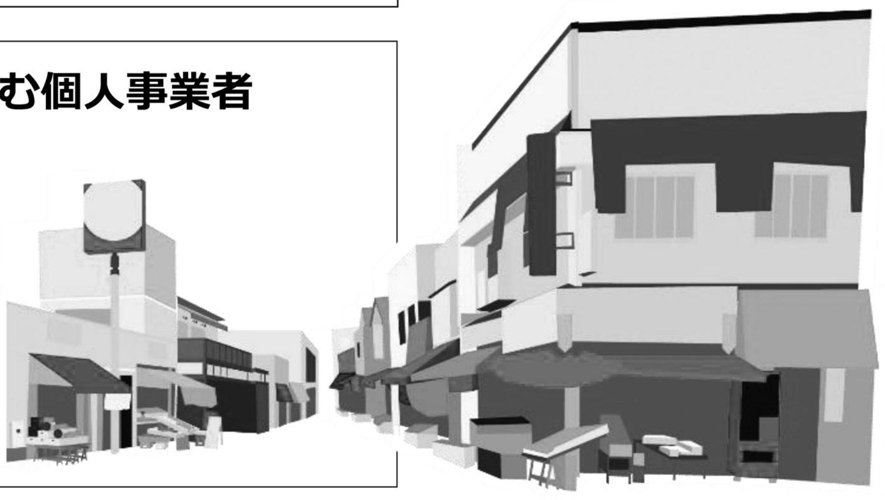

よくある Q&A

Q1. 申請に必要な書類は？

A1. 変更の可能性もありますが、以下の書類が必要です　※よくある書類不備に注意してください（右図参照）
①賃貸借契約の存在を証明する書類（賃貸借契約書など）
②申請時の直近３カ月分の賃料支払実績を証明する書類（銀行通帳の写し、振込明細書など）
③本人確認書類（運転免許証など）※持続化給付金と同様
④売上減少を証明する書類（確定申告書、売上台帳など）※持続化給付金と同様

注意！ 発生しがちな書類不備の事例

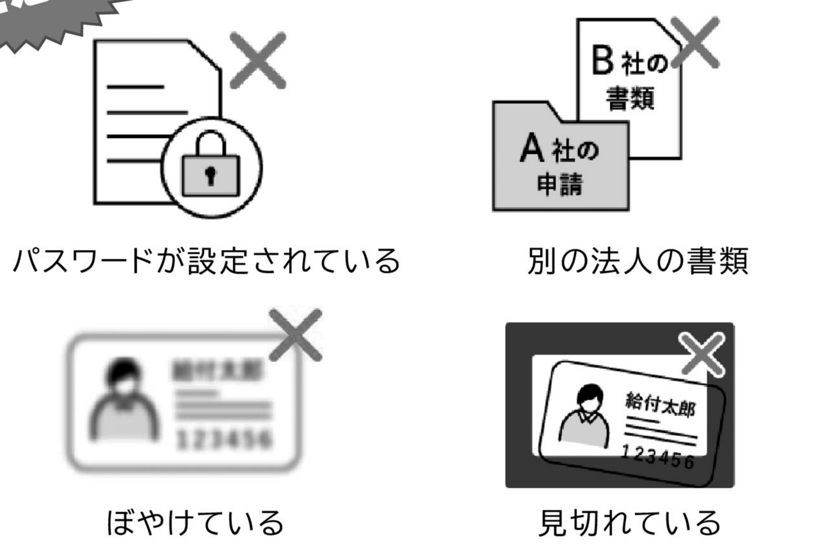

Q2. 申請のタイミングは？

A2. 申請開始後、売上減少月の翌月～2021 年 1 月 15 日までの間であればいつでも申請できます

Q3. 給付率1/3の上乗せ分が適用され、月額給付額の上限が100万円や50万円になるのは複数店舗を有する事業者だけ？

A3. 支払賃料が高額な事業者であれば、有する店舗数が１つであっても適用されます

Q4. 自己保有の土地・建物についてのローン支払中は対象になる？

A4. 対象には**なりません**

Q5. 個人事業者の「自宅」兼「事務所」の家賃は対象になる？

A5. 対象になりますが、確定申告書における損金計上額など、みずからの事業に用する部分に限ります

Q6. 借地の賃料は対象になる？

A6. 対象になります。なお、借地上に賃借している建物が存在するか否かは問いません
（例：駐車場、資材置き場として事業に用している土地の賃料）

Q7. 管理費や共益費も賃料の範囲に含まれる？

A7. 賃貸借契約において賃料と一体的に取り扱われているなど、一定の場合には含まれます

Q8. 地方自治体から賃料支援を受けている場合でも対象になる？

A8. 対象になりますが、給付額の算定に際して考慮される場合があります

Q9. 親族間での貸し借りも対象になる？

A9. 貸し主と借り主が配偶者または親子などの一親等以内の取引（親族間取引）は対象に**なりません**

例：下図のような関係性の場合は対象になりません

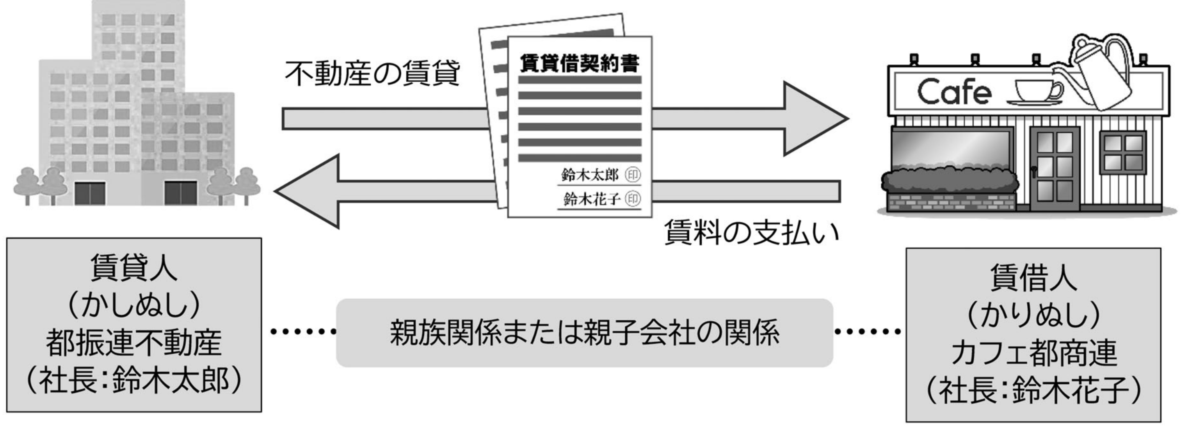

※賃貸借契約の貸し主と借り主が実質的に同じ人物である場合も対象になりません

問い合わせは　家賃支援給付金コールセンター：0120-653-930　申請は　家賃支援給付金ポータルサイトから▶